



# 富士見市デマンドタクシー (タクシー補助制度)



運行期間



2019年

2022年 (予定)

6/1 » 3/31

毎日運行 (12/29 から 1/3 を除く)  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

利用回数



年度内 **12回**

利用料金



**利用料金の半額** (10円未満切捨て)

ただし、1 運行の上限補助金額は **500円** です。

登録できる方



富士見市に住民登録をしている方 (未就学児を除く)

ご利用可能範囲



乗車地、降車地のいずれか一方が富士見市内である運行

例

- ① 富士見市内 ⇔ 富士見市外
- ② 富士見市内 ⇔ 富士見市内

ご利用には  
**事前申請が必要**です  
申請後：利用登録証を発行いたします

## ① 事前申請

申請方法：市指定の用紙に必要事項を記入し提出してください。  
提出先：市役所、各出張所 (本人確認書類を提示してください)。  
郵送、FAX(049-254-0210) (本人確認書類の写しを添付してください。)

## ② 電話連絡

事前予約不可

- ① 名前
- ② どこからどこへ



運行事業者

電話番号

- ・ 東上ハイヤー(株) 049-245-7171
- ・ みずほ昭和(株) 049-221-7771
- ・ 鶴瀬交通(株) 049-251-0377
- ・ ダイヤモンド交通(株) 049-265-3610
- ・ (有)みのり交通 049-293-1099

## ③ 乗車支払い

電話連絡した場所で待ち、乗車後、利用料金をお支払ください。

# ご利用上の注意点

- **注意事項** 不正利用が発覚した場合、実費を全額返金していただくことがあります。
  - 利用には、**事前申請**が必要です。申請後、登録証を発行いたします。
  - 事前申請は、市役所、各出張所、郵送、FAX で受け付けています。
  - 事前申請には、**本人確認書類が必要**になります。
  - 利用には、**電話連絡**が必要です。
  - 利用時に、障がい者手帳を提示した方の利用料金は、障がい者割引(1割引き)後の利用料金の半額となります。  
ただし、1運行の補助上限金額は500円です。
  - **富士見市の福祉タクシー券との併用はできません。**
  - ららぽーと富士見は**降車のみ**となり、乗車はできません。
  - 年度内に12回を超えて利用することはできません。
- 富士見市内の3駅(ふじみ野駅、鶴瀬駅、みずほ台駅)東西口には、**デマンドタクシー専用の乗車場所があります。**(看板設置)  
**駅前のタクシー乗場から乗車できませんので、ご注意ください。**
  - 目的地で待機はできませんので、お帰りのご利用の際には、再度電話連絡をお願いいたします。
  - 目的地が定休日、休館等であった場合も利用料金は発生します。
  - 待機しているタクシー及び街中で走っているタクシーに直接乗車することはできません。**必ず運行事業者**に電話連絡をしてください。
  - 申請された方にアンケート調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



ふじみ野駅 駅前広場内



鶴瀬駅 駅前広場内



みずほ台駅 駅前広場内

